

(2016-2017 年度)

## 第4回複合地区会則委員長連絡会議要録

◎日 時： 2017年5月25日(木) 14:00-16:10

◎場 所： 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)

◎出席者：

|               |             |
|---------------|-------------|
| 330 複合地区会則委員長 | 大南 修平       |
| 331 複合地区会則委員長 | 山口 富雄       |
| 332 複合地区会則委員長 | 屋代 久        |
| 333 複合地区会則委員長 | 野村 洋四郎      |
| 334 複合地区会則委員長 | 杉浦 均        |
| 335 複合地区会則委員長 | 菅 春水 (副世話人) |
| 336 複合地区会則委員長 | 岡村 聖爾 (世話人) |
| 議長連絡会議世話人     | 安田 克樹       |

14:00、岡村会則世話人より開会。MD337小田満美委員長は都合により欠席された。

◎議 事：

### 1. 前回国議要録の確認

2017年2月6日に行われた第3回国議要録配布。2月21日の第7回議長連絡会議に答申の結果、複合地区改正案の第10条 5 項条文中の「社員」については、「正社員」に文言が修正されたことを確認した。なお、2017-2018 ライオンズクラブ役員必携は完成し、各地区へ発送済み。

### 2. アテネ国際理事会決議事項要約の確認

(1)2017年3月24日～27日、ギリシャのアテネで行われた国際理事会決議事項要約コピー配布。会則会議に関係する決議を確認した。

#### 会則及び付則委員会

決議 4. ライオンズがモバイルアプリに国際協会の登録商標を使用する際には事前の許可が必要となることを反映させるため、理事会方針書第 15 章を改定。

決議 5. 誤字を訂正するべく、理事会方針書第 7 章に含まれている標準版地区付則第 3 条を改訂。

決議 6. 内容を明確にすることを目的に、理事会方針書第 7 章に含まれている標準版地区付則第 6 条を改訂。

決議 7. 滞納金支払いのタイミングに関連して以前承認された変更を整合させるため、理事会方針第 7 章に含まれている標準版地区会則及び付則の別紙 D、別紙 E、別紙 F を改定。

決議 8. 指名委員会の構成に関して以前承認された変更を整合させるため、理事会方針第 7 章に含まれている標準版地区会則及び付則の別紙 A を改定。

決議 9. 同一地区に所属する国際理事と執行役員が同時に国際理事会のメンバーを務められるようにするため、国際付則第 2 条第 5 項(c)を改正する案を 2017 年国際大会に提出する決議を採択。

決議 10. 国際役員候補者推薦の有効期間を、推薦に続く 2 回の国際大会から 3 回の国際大会に変更するとともに、国際理事候補者については、最初の推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求めるときには、3 年の期間を空けることを必要とし、また、国際副会長候補者については、連続 2 回まで認められる推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求めるときには、3 年の期間を空けることを必要とする改正案を、2017 年国際大会に提出する決議を採択。

#### 地区及びクラブ・サービス委員会

決議 6. 新クラブチャーター申請にはガイドイング・ライオンを 1 名のみ必要とすることが反映されるよう理事会方針を改定。ガイドイング・ライオンがいることがためになるようなクラブには、ガイドイング・ライオンの割当を要請するよう奨励。

決議 7. 新たなクラブ役員職導入、クラブ副会長の職務拡大、ライオンズクラブの実務の近代化のために、標準版クラブ会則及び付則を改正。

決議 8. 地区ガバナー諮問委員会に関連して、クラブ副会長および、必要に応じて他のクラブ役員を含めるため、標準版地区付則を改正。

#### 会員増強委員会

決議 1. 2017～2018 年度にスタートすることになる新たなグローバル・アクション・チームを承認。※GMT(グローバル会員状況チーム)/GLT(グローバル・リーダーシップ・チーム)/GST(グローバル奉仕チーム)を総称する。

決議 4. 日本における家族及び女性アクション・チームの継続を承認。※FWT

決議 6. クラブに 30 人以上の会員を加える際には地区ガバナーの承認を要するという規定を廃止。

#### マーケティング・コミュニケーション委員会

決議 3. ライオン誌デジタル化の取り組みの要件に沿うよう理事会方針書第 16 章を改正。

#### 奉仕事業委員会

決議 7. 理事会方針書第 1 章のタイトルを「アクティビティ」から「奉仕」に変更。

決議 8. 新たな奉仕フレームワークに合わせ、理事会方針書第 1 章を更新。

(2)ライオン誌日本語版の創刊の経緯やデジタル化の取り組みについて、配布資料を基に確認した。

①日本にライオンズクラブが結成された当時は、シカゴの本部が発行している「ザ・ライオン」英語版が送付されていた。

②「ザ・ライオン」日本語版の創刊は1958年7-8月号。創刊当時75クラブ、3,887名。1958年国際理事会の承認を得て、国際会費の一部が日本語版ライオン誌の出版費として払い戻されることが認められた。

③現在、ライオン誌日本語版がウェブ上で閲覧できるサイトは2種類あり。

**A. ライオン誌ウェブマガジン** <http://www.thelion-mag.jp> (2009年7月号から配信開始)  
日本独自のウェブサイトで、2016年からは創刊された1958年以降のすべてのライオン誌日本語版を電子アーカイブとして公開。国際本部ウェブサイトにはリンクしていない。

#### **B. デジタル版ライオン誌・オンライン言語版**

<http://www.lionsclubs.org/JA/news-media/lion-magazine/online-language-versions.php>  
(2017年2月号からは、国際協会のウェブサイトの国際本部版と同じプラットフォームで電子版を公開)  
国際協会のウェブサイト <http://www.lionsclubs.org/JA/index.php> からライオン誌>オンライン言語版>日本のページを開くと、日本語版にリンクしている。オンライン言語版のページからは、各国語版のライオン誌を閲覧することができる。

#### ④国際理事会方針の主な変更:

- 米国アリゾナ州スコッツデール理事会（2014年10月5日～8日）PR委員会の決議  
「2018年1月1日までにすべてのライオン誌公式版を印刷物からデジタル形式に切り替えることを承認。」
- 米国ハワイ州ホノルル理事会（2015年6月21日～25日）PR委員会の決議  
「2018年1月より、ライオン誌全公式言語版の印刷版発行回数を年間4回に削減。」

2017年3月27日アテネ国際理事会決議による主な改訂箇所を確認した(国際理事会方針書第16章)。2017年12月まで公式版は、少なくとも年に6回発行されなければならないが、2018年1月からは、年に4回の印刷版及びhtml(ハイパーテキスト・マークアップ・ランゲージ)ベースのデジタル版を発行し、スマートフォンなどでも自由に閲覧できるようにする。また、2017年12月まで公式版には会員一人につき年にUS\$6.00が支払われるが、2018年1月からは、会員一人につき年にUS\$4.00が国際本部から支払われることになる。

(3)2017年シカゴ国際大会で発表される新しい奉仕のフレームワーク。理事会方針書第1章奉仕(Service)より、a. Diabetes(糖尿病)、b. Environment(環境)、c. Vision(視力)、d. Pediatric Cancer(小児がん)、e. Hunger(飢餓)、そして Children and Youth(子どもと青少年)。ライオン誌日本語版2017年3月号P.24-25 特集:LCIフォーワード(国際協会指定記事)配布。

### 3. シカゴ国際大会上程の国際付則改正案の確認

2017年7月シカゴ国際大会に上程される国際付則改正案(公式通達)コピー配布。

**第1項:**国際大会公式通達の規定を改め、公式通達をより早い時期に告示できるよう、国際大会開催60日前の交付を認める改正案

**第2項:**理事会構成に関して最近行われた国際会則改正に整合させるための改正案

**第3項:**同一地区に所属する国際理事と執行役員が同時に国際理事会のメンバーを務めることを認める改正案

**第4項:**国際役員候補者推薦の有効期間を、推薦に続く2回の国際大会から3回の国際大会に変更するとともに、国際理事候補者については、最初の推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求める場合には、3年の期間を空けることを必要とし、また、国際副会長候補者については、連続2回まで認められる推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求める場合には、3年の期間を空けることを必要とする改正案

上記付則に対するこれら4つの改正案の可決には過半数の賛成票が必要。

### 4. ライオンズ必携第57版の改訂事項

(1)国際付則改正案がすべて可決された場合の掲載内容を別紙1のとおり確認した。

(2)アテネ国際理事会で改正された標準版地区付則第4条と、複合地区会則第22条「地区ガバナー諮問委員会」並びに用語解説の掲載内容を別紙2のとおり、確認した。「**地区ガバナー諮問委員会**」の構成に、クラブ会長及びクラブ幹事に加えて、**クラブ第1副会長**を含めるようにする。この改正については早急に周知する必要があるため、安田議長会世話人から議長連絡会議を通じて、各地区に周知していただく。

(3) アテネ理事会で大幅に改正された標準版地区会則及び付則の主な改訂箇所を確認した。国際本部のウェブサイトには英語版のみ公開されているため、本部翻訳の日本語版が公開されるのを待って、ライオンズ必携第57版に載せることにする。

ただし、別紙3のとおり、クラブ役員及びクラブ理事会の構成に関しては、大幅に変更されるため、早急に周知する必要がある。安田議長会世話人から議長連絡会議通じて、各地区に周知していただく。

(4) 4月17日に行われた第8回議長WEB連絡会議要録P.3議事6により、第56版P.172【参考指針】国際理事候補者推薦についてのページをオセアルのガイドライン(\*)に差し替える件について、大南委員長から次のような指摘があった。

(\*)2017.2.9 オセアル会則地域(会則地域5)からの国際理事および国際副会長候補者の承認および候補者となるための資格基準に関するガイドライン

①ライオンズ必携(会則小冊子)のような印刷物に、ガイドラインを載せること、つまり活字にすることには異論がある。なお、ガイドラインを内規として保管することは問題ない。

②国際会則及び付則に抵触するのではないかと? 国際会則第5条第1項役員、国際付則第2条第2項第三副会長立候補の資格及び第3項国際理事立候補の資格、さらに国際付則第9条第5項地区の立候補手続き条件において「国際役員候補者のために本会則で規定されている以外の条件を加えてはならない。」と明記されている。

議長連絡会議の決定を覆すことはできないが、大南委員長の指摘については、安田議長会世話人から議長連絡会議に報告していただく。

(5) 削除ページの確認。

第56版P.201～206(年次大会議事規則標準版)、P.210～214(ライオンズクラブの常設委員会の任務の概要)はすべて削除する。

## 5. ライオンズ必携第57版の頒布方法

2017年6月8日付け注文依頼文書(案)コピー配布。見積書を回覧し、第56版と同じ1部200円(送料・消費税込)で頒布する。各地区キャビネット事務局で注文をとりまとめたいただき、8月20日注文部数報告、8月31日発送明細の提出をお願いする。9月下旬完成次第、クラブ指定の送付先住所へ必携を送り、後日地区宛てに請求書を郵送する。

## 6. 次年度への申し送り

特に次年度への申し送りはなし。

16:10岡村会則世話人により閉会。

以上

## シカゴ国際大会上程の国際付則改正案の確認

2017年7月シカゴ国際大会で、付則は1/2を超える賛成投票により4つの議案すべてが可決した場合：

**第1項：**国際大会公式通達の規定を改め、公式通達をより早い時期に告示できるよう、国際大会開催60日前の交付を認める改正案。(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

| 改正された場合  | 現 行  |
|--|--|
| <p><b>国際付則第6条 年次国際大会</b><br/> <b>第2項公式通達。</b>会長又はその代理人は、大会開催のために決まっている年月日の前の5日以上かつ<b>60日</b>以内に、大会の場所及び日時を明記して、文書による国際大会公式通達を交付し、その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。</p> <p>(2017~2018年度より、国際付則第6条第2項を、「40日」とある文言を削除し「60日」との文言に差し替えることにより、改正する。)</p> | <p>ライオンズ必携第56版 P.61</p> <p><b>国際付則第6条 年次国際大会</b><br/> <b>第2項公式通達。</b>会長又はその代理人は、大会開催のために決まっている年月日の前の5日以上かつ<b>40日</b>以内に、大会の場所及び日時を明記して、文書による国際大会公式通達を交付し、その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。</p> |

**第2項：**理事会構成に関して最近行われた国際会則改正に整合させるための改正案。(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

| 改正された場合  | 現 行  |
|--|--|
| <p><b>国際付則第2条 国際理事会選挙</b><br/> <b>第5項代表権。</b><br/> (a)アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一、準、複合)から一人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る理事のうち一人又はカナダからの一人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の30日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならない、それが投票用紙に記載される。</p> <p>(2017~2018年度より、国際付則第2条第5項を、「14人の」とある文言を削除することにより、改正する。)</p> | <p>ライオンズ必携第56版 P.55</p> <p><b>国際付則第2条 国際理事会選挙</b><br/> <b>第5項代表権。</b><br/> (a)アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一、準、複合)から一人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る<b>14人の</b>理事のうち一人又はカナダからの一人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の30日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならない、それが投票用紙に記載される。</p> |

**第3項：**同一地区に所属する国際理事と執行役員が同時に国際理事会のメンバーを務めることを認める改正案。*(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)*

| 改正された場合  | 現 行  |
|--|--|
| <p><b>国際付則第2条 国際理事会選挙<br/>第5項代表権。</b><br/>(c)会長又は副会長は、会則に定められる同じ地域から同時に選ばれて役を務めることができるが、おなじ単一地区又は複合地区からはできない。</p> <p>(国際付則第2条第5項(c)を、「並びに理事」とある文言を削除することにより、改正する。)</p> | <p>ライオンズ必携第56版 P.55</p> <p><b>国際付則第2条 国際理事会選挙<br/>第5項代表権。</b><br/>(c)会長又は副会長並びに理事は、会則に定められる同じ地域から同時に選ばれて役を務めることができるが、おなじ単一地区又は複合地区からはできない。</p> |

**第4項：**国際役員候補者推薦の有効期間を、推薦に続く2回の国際大会から3回の国際大会に変更するとともに、国際理事候補者については、最初の推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求める場合には、3年の期間を空けることを必要とし、また、国際副会長候補者については、連続2回まで認められる推薦有効期間に選出されず、その後再度推薦を求める場合には、3年の期間を空けることを必要とする改正案。*(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)*

| 改正された場合  | 現 行   |
|--|---|
| <p><b>国際付則第2条 国際理事会選挙<br/>第4項候補者推薦及び推薦証明。</b></p> <p>(a)空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の30日前までに、第二副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。</p> <p>どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く<u>3回</u>の国際大会のためだけに有効である。<br/>(以下略)</p> <p>(b) (略)</p> <p><u>(c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めるとはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めるとはできない。</u></p> <p>(国際付則第2条第4項(a)の二つ目の文節を、推薦の有効期間を推薦に続く2回の国際大会から3回に変更するべく、「2回」とある文言を削除し「3回」との文言に差し替えることにより、改正する。さらに、国際付則第2条第4項に(c)を新たに加えることにより、改正する。)</p> | <p>ライオンズ必携第56版 P.54</p> <p><b>国際付則第2条 国際理事会選挙<br/>第4項候補者推薦及び推薦証明。</b></p> <p>(a)空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の30日前までに、第二副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。</p> <p>どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く<u>2回</u>の国際大会のためだけに有効である。<br/>(以下略)</p> <p>(b) (略)</p> |

**標準版地区付則改正により「地区ガバナー諮問委員会」掲載内容の確認**

2017年3月のアテネ国際理事会で、標準版地区付則第4条1項が改正されたことにより、ライオンズ必携第57版の掲載内容を確認した。

| 改正後   | 旧   |
|---|---|
| <p>国際理事会方針書第7章（2017年3月27日改訂）</p> <p><b>ARTICLE IV District Committees</b><br/> <b>Section 1. DISTRICT GOVERNOR'S ADVISORY COMMITTEE.</b> In each zone, the zone chairperson and the presidents, <u>first vice presidents</u> and secretaries of the clubs in the zone shall compose a District Governor's Advisory Committee, with the zone chairperson as chairperson. At a date, time and place called by the zone chairperson, this committee shall hold a first meeting within ninety (90) days after the adjournment of the preceding international convention; a second meeting in the month of November; a third meeting in the month of February or March; and a fourth meeting approximately thirty days prior to the multiple district convention. <u>The club service chairpersons, marketing and communications chairpersons, and membership chairpersons should attend when information is shared that relate to their position.</u> It shall assist the zone chairpersons in an advisory capacity, procure recommendations affecting the welfare of Lionism and the clubs in the zone, and relay the same through the zone chairperson to the district governor and his/her cabinet.</p> <p><small>国際本部で翻訳中のため、英語原文のみ</small></p> | <p>国際理事会方針書第7章（2016年10月16日改訂 JA）</p> <p><b>標準版地区付則 第4条地区委員会</b><br/> <b>第1項 地区ガバナー諮問委員会。</b>各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会后90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。</p> <p>（第1副会長を地区ガバナー諮問委員会の構成員に加える。さらに、クラブ奉仕委員長、マーケティング及びコミュニケーション委員長、会員委員長はその役職に関係する情報を共有するときには出席すべきである旨の条文が新規挿入される。）</p> |

ライオンズ必携第56版P.159 複合地区会則

**第22条 地区ガバナー諮問委員会**

1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。
2. 地区ガバナー諮問委員会は年3回定例会議を開き、ゾーン内のクラブが協調を保ちつつ、ライオニズムを高揚するための方法について協議する。

ライオンズ必携第56版P.248 用語解説

**ガバナー諮問委員会 District Governor's Advisory Committee**

ゾーン・チェアパーソンを議長に、ゾーン内のクラブの会長、第1副会長および幹事で構成される地区ガバナーの諮問機関である。少なくとも年に3回定例会議を開く。



## 標準版クラブ会則及び付則の主な改正箇所の確認

2017年3月のアテネ国際理事会で、標準版クラブ会則及び付則が大幅に改正され、第7条クラブ役員、第8条クラブ理事会構成の変更箇所を確認した。

| 改正後  | 旧   |
|--|---|
| <p>国際理事会方針書第7章（2017年3月27日改訂）</p> <p><b>ARTICLE VII Officers</b><br/>Section 1. <b>OFFICERS.</b> The officers of this club shall be a president, immediate past president, the vice president(s), secretary, treasurer, <u>service chairperson, marketing communications chairperson and</u> membership chairperson.</p> <p>標準版クラブ会則第7条 役員<br/>第1項 役員。会長、前会長、副会長、幹事、会計、<u>奉仕委員長、マーケティング・コミュニケーション委員長、及び</u>会員委員長を、本クラブの役員とする。</p> <p><b>ARTICLE VIII Board of Directors</b><br/>Section 1. <b>MEMBERS.</b> The members of the board of directors shall be <u>club officers,</u> Lion tamer (optional), tail twister (optional), club LCIF coordinator, <u>program coordinator, safety officer (optional),</u> branch president, if so designated, and all other elected directors <u>and/or chairpersons.</u></p> <p>標準版クラブ会則第8条 理事会<br/>第1項 構成員。理事会の構成員は、<u>クラブ役員、</u>ライオン・テマー(任意)、テール・ツイスター(任意)、クラブ LCIF コーディネーター、<u>プログラム・コーディネーター、セーフティ役員(任意)、</u>指名された場合には支部会長、並びに選出されたその他の全理事<u>及び又は委員長</u>である。</p> | <p>国際理事会方針書第7章（2016年10月16日改訂）</p> <p><b>ARTICLE VII Officers</b><br/>Section 1. <b>OFFICERS.</b> The officers of this club shall be a president, immediate past president, the vice president(s), secretary, treasurer, <u>Lion tamer (optional), tail twister (optional),</u> membership chairperson <u>and all other elected directors.</u></p> <p>標準版クラブ会則第7条 役員<br/>第1項 役員。会長、前会長、副会長、幹事、会計、<u>ライオン・テマー(任意)、テール・ツイスター(任意)、</u>会員委員長、<u>並びに選出されたその他の全理事を、</u>本クラブの役員とする。</p> <p><b>ARTICLE VIII Board of Directors</b><br/>Section 1. <b>MEMBERS.</b> The members of the board of directors shall be <u>the president, immediate past president, the vice president(s), secretary, treasurer,</u> Lion tamer (optional), tail twister (optional), membership chairperson, club LCIF coordinator, branch president, if so designated, and all other elected directors.</p> <p>標準版クラブ会則第8条 理事会<br/>第1項 構成員。理事会の構成員は、<u>会長、前会長、副会長、幹事、会計、</u>ライオン・テマー(任意)、<u>テール・ツイスター(任意)、</u>会員委員長、<u>クラブ LCIF コーディネーター、</u>指名された場合には支部会長、並びに選出されたその他の全理事である。</p> |

国際本部で翻訳中のため、上記の日本語訳は意訳。ライオンズ必携第57版には国際本部の翻訳を掲載する。